

# 貯水槽水道の管理は、【設置者】の責任です

衛生管理を徹底しましょう。

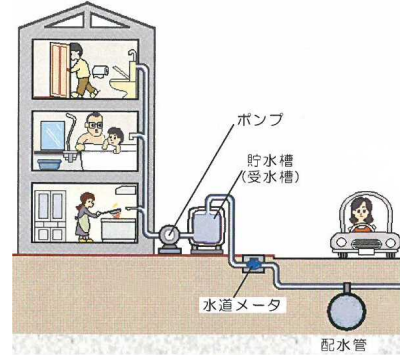
## 1 貯水槽水道とは

ビルやマンションなどでは、水道本管から供給された水道水を水槽に貯めて、これをポンプで建物内の蛇口まで送っています。この水道施設を貯水槽水道と呼んでいます。

貯水槽水道は、貯水槽の規模によって、次の2種類に分類されています。

区分	簡易専用水道	小規模貯水槽水道
貯水槽(有効容量)	10 m <sup>3</sup> を超える	10 m <sup>3</sup> 以下
法的な位置付け	水道法	伊丹市水道事業給水条例

この貯水槽の管理が不十分であると、飲料水である水道水の衛生状態が問題となります。



## 2 貯水槽の管理は

貯水槽の水道水の衛生状態を保つため、設置者は次のような貯水槽の点検、検査などを1年に1回行ってください。

項目	概要
施設の点検	貯水槽内の異常なもの有無、内外の清潔の保持の状態
貯水槽の清掃	建築物飲料水貯水槽清掃業などによる槽内の水抜き、清掃
水質の検査	貯水槽から給水される給水栓(蛇口)での臭い、味、色、濁り、残留塩素濃度の検査
施設とその管理の検査	簡易専用水道の場合は、上記の他に貯水槽水道の施設および管理の状態に関する検査(厚生労働省の登録簡易専用水道検査機関による検査)

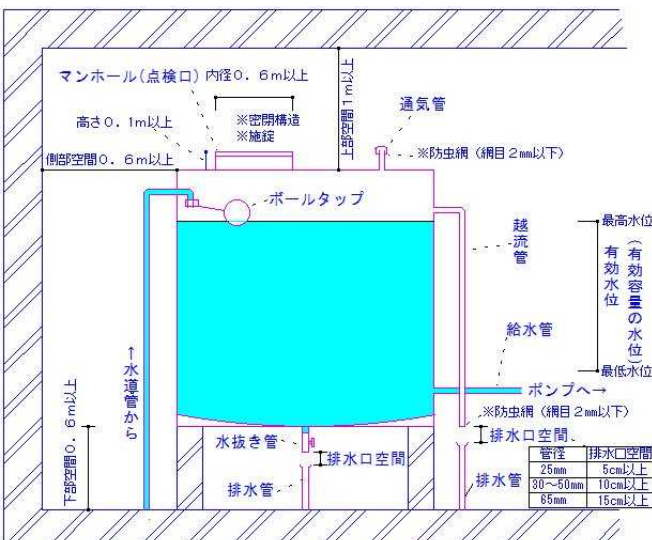
## 3 管理状態の報告は

貯水槽の点検結果、清掃の状況、水質の検査結果等を伊丹市上下水道局に1年に1回の報告をお願いします。

報告書式は、簡易専用水道は登録簡易専用水道検査機関の書式を、小規模貯水槽水道は当市指定書式を提出してください。

報告書の提出方法は、窓口来所、郵送、ファックスのいずれでも行えます。

## 4 受水槽の構造



受水槽は、水圧が低くなる3階建て以上や多量に水道水を使用する病院等の建物に設置するものです。また、屋上部に高置水槽が設置されているものもあります。

水槽の構造に不備があったり、管理が不十分であると、槽の亀裂部や開口部から雨水や汚水が混入したり、虫や小動物などの侵入のおそれがあります。

## 5 貯水槽の点検、検査事項は

	点検事項	点検・検査内容
施設およびその管理の状態に関する事項	1 水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されているか
		清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないか
		水槽周辺にたまり水、湧水等がないか
	2 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であるか
		亀裂し、又は漏水している箇所がないか
		雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないか
	3 水槽上部の状態	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されているか
		水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないか
		水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないか
	4 水槽内部の状態	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないか
		汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないか
		掃除が定期的に行われていることが明らかであるか
		外壁の塗装の劣化等により、光が透過する状態になっていないか
		貯水槽水道の施設以外の配管設備が、設置されていないか
	5 水槽のマンホールの状態	流入口と流出口が、近接していないか
水中及び水面に異常な浮遊物質がないか		
ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであるか		
6 水槽のオーバーフロー管の状態	施錠等により点検等を行う者以外の者が、容易に開閉できないものであるか	
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっているか	
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあるか	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であるか	
7 水槽の通気管の状態	網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであるか	
	管端部と排水管の流入口等とは、直接連結されていないか	
	管端部と排水管の流入口等との間隔は、逆流の防止に十分な距離であるか	
8 水槽の水抜管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが、入らない状態にあるか	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であるか	
	防虫網の網目の大きさは、虫等の侵入を防ぐのに十分なものであるか	
9 給水管等の状態	通気管として十分な有効断面積を有するものであるか	
	管端部と排水管の流入口等とは、直接連結されていないか	
水質検査	管端部と排水管の流入口等との間隔は、逆流の防止に十分な距離であるか	
	貯水槽水道の施設以外の配管設備と直接、連結されていないか	
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないか	
	10 臭気	異常な臭気が認められないか
	11 味	異常な味が認められないか
	12 色	異常な色が認められないか
13 色度	5度以下であるか(小規模貯水槽水道の場合は、上段の項目だけでも差し支えない)	
14 濁度	2度以下であるか(小規模貯水槽水道の場合は、濁りが認められないか)	
15 残留塩素	検出されるか(0.1mg/ℓ以上が望ましい)	

## 6 お問い合わせ、報告先は

伊丹市上下水道局 給排水課 郵便番号 664-0881 伊丹市昆陽 1丁目1番地 2  
 貯水槽水道担当 電話番号 072-783-1654  
 メールアドレス 561200@city.itami.lg.jp ファックス 072-784-8044  
 ホームページ <http://www.water.itami.hyogo.jp/soshiki/EIGYO/kyuuhausuisetubi/tyosuisou/1479872791546.html>